都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 花 田 明 仁

副委員長 木 村 淳 司

- **1 開催日時** 令和 5 年 6 月 20 日 (火曜日) 午前 10 時 58 分~午前 11 時 30 分
- 2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 令和5年第2回定例会提出予定案件
 - ①青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - ②青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - ③専決処分の報告について
 - ④専決処分の報告について
 - ⑤専決処分の報告について
 - ⑥専決処分の報告について

(2) その他

- ①事故の報告について
- ②市バスの事故の報告について
- ③公園水道施設の盗難被害について

〇出席委員

委員長花田明仁委員軽米智雅子副委員長木村淳司委員天内慎也委員中田靖人委員藤田誠委員蛯名和子委員木下靖

〇欠席委員

なし

〇説明のため出席した者の職氏名

企業局長鈴木裕司 都市整備部長清水明彦 水道部長三浦大延 交通部長佐々木 淳 都市整備部次長土岐政温 交通部次長 髙 野 雅 子都市政策課長 櫻 田 文 明道路建設課長 小 田 一 彦 関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉 議事調査課主査 岩 間 憲 仁

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。 それでは、本日の案件に入ります。

令和5年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 それでは、令和5年第2回市議会定例会に提出を予定しております、青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに「1 制定理由」ですが、平成24年度から実施しております市営住宅小柳第一団地建替事業が令和5年4月に完了したことに伴い、所要の改正をするものであります。

「2 改正内容」としては、青森市営住宅管理条例別表に規定しております青森市営住宅小柳第一団地の戸数について、320戸から297戸に改めるものであります。 なお、条例の施行期日につきましては、公布の日としております。 以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。 都市整備部長。

〇清水明彦都市整備部長 令和5年第2回市議会定例会に提出を予定しております、青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

初めに制定理由ですが、建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める認定基準及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー性能基準がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。 改正内容につきましては、1つには、建築基準法の改正による許可申請手数料等の追加でありまして、主に省エネルギー性能の向上に資するための工事で一定の条件を満たす場合に、容積率、建蔽率、高さ等の制限に対する許可、認定が新設されたことに伴い、対象条項を追加するものであります。

2つ目には、低炭素法に定める認定基準の統一化でありまして、これまで省エネ 法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定と、低炭素法に基づく低炭素建 築物新築等計画認定は、それぞれの法で定める基準に適合することが求められてい ましたが、省エネ法に基づく省エネルギー性能基準に統一されたことから、それぞ れの認定手数料の適用範囲及び手数料額を統一するものであります。

3つ目には、省エネルギー性能基準の改正によるものでありまして、住宅に係る

省エネルギー性能の算定につきまして、計算を不要とする誘導仕様基準が新たに設けられたことに伴いまして、認定手数料を追加するほか、引用条項等の整合を図るものであります。この誘導仕様基準とは、あらかじめ省エネルギー性能が決められた建材等を組み合わせて使用する場合、計算によらずに省エネルギー性能を有することが確認できる基準であります。

条例の施行期日につきましては、公布の日からを予定しております。 御報告は以上になります。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。
- **○木下靖委員** 改正内容の1で、一定の条件を満たす場合に容積率、建蔽率、高さ等の制限に対する許可、認定が新設されたことに伴いとあるんですが、もうちょっと具体的にどういうことなのか御説明いただけますか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** この認定なんですけれども、既存の建築物の省エネ改修 や再エネ設備の導入促進というものを目的としておりまして、その促進に支障とな る制約があったもの、建蔽率や容積率等という制約があったものに関して、省エネ 改修などを行う場合に、その制限をカバーするというものであります。

例えばなんですけれども、断熱の改修をするときに、今までは、今までの建蔽率で外壁を増やせなかったところに関して、そういう目的で行うものであれば建蔽率を緩和しますといったような措置を行うものであります。

- **〇花田明仁委員長** 木下委員。
- **〇木下靖委員** あまりイメージができなかったんですけれども、建蔽率や容積率等の緩和ということですね。

例えば今、建蔽率 50 だったものが 62 など、それが省エネと何か関係するという ことなんですか。

- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** 先ほど申し上げた省エネを行うために外壁を増やさないといけないなど、あとは屋上に屋根を増築するときに、今までだと建蔽率などを超過するので駄目ですよとなっていたものが、そのために造るということであれば超えてもいいですよという措置をすることで、そういった省エネにいいものを整備できるようになるというような改正になります。
- **〇花田明仁委員長** 木下委員。
- **〇木下靖委員** 提案されるまでにもうちょっと勉強しておきます。
- **○花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する3件の専決処分について、一括で

報告を求めます。都市整備部長。

〇清水明彦都市整備部長 令和5年第2回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分3件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和4年10月16日、午後8時頃に、問屋町2丁目の市道中央卸売市場1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側後輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び交通費、文書料として4万7975円を負担することで合意し、合意内容について、令和5年5月22日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和4年12月7日、午後8時45分頃に、問屋町2丁目の市道中央卸売市場1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、フロントバンパーを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 16 万 954 円を負担することで合意し、合意内容につきましては、令和 5 年 5 月 22 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和5年3月21日、午後9時10分頃に、大谷字小谷の市道高田19号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪ホイールを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万1604円を負担することで合意し、合意内容について、令和5年5月31日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応をしております。 専決処分の報告につきましては、以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 それでは、これまで既に御報告しておりますが、公用車を運転中の事故に関しまして、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分 1件につきまして、お手元に配布しております資料に基づき、御説明申し上げます。 資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年2月15日水曜日、午後3時頃に、道路建設課職員がトイレを利用するために立ち寄りました、青森市浜田三丁目のドリームタウンALI駐

車場において、公用車をバックで駐車をしようとしたところ、後ろに止まっていた 無人の車の後部を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し車両修理費として 67 万 1341 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 5 年 6 月 2 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応しております。 専決処分の報告につきましては、以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。
- **○木下靖委員** これも保険で対応ということなんでしょうが、ちょっとこの賠償額約67万円というのが、ほかの案件に比べて高額だと思うんですけれども、相手方の車両というのは国産車ですよね、見た感じ。トヨタかな。被害状況というか、約67万円もかかったというのはどういう状況なんでしょうか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** 担当課長からの説明でよろしいでしょうか。
- **〇花田明仁委員長** 部長に代わって答弁を許可します。
- **〇小田一彦道路建設課長** 道路建設課の小田と申します。

相手方の被害状況ですけれども、後ろのトランクのドアの交換やバンパーも破損しており、交換しております。修理費の内訳となりますけれども、それらにかかる材料費が約23万円。修理にかかる工賃が約25万円。あと修理の期間の代車の費用があり、それが約19万円かかっており、約67万円の修理費となっております。以上です。

- **〇花田明仁委員長** 木下委員。
- **○木下靖委員** そうするとぶつかったときの程度というのが結構強かったという ことなんですかね。
- **〇花田明仁委員長** 道路建設課長。
- **〇小田一彦道路建設課長** ちょうど駐車する際、冬期間でして、駐車場にちょっと 雪の盛り上がった部分があって、それを乗り越えるためにちょっと強くアクセルを 踏んだために、結構強くぶつかってしまったということであります。
- **○花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和5年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。 次に、その他の報告を求めます。

最初に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市道の破損に起因して発生した事故1件につきまして、 お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。 資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年4月24日、午後8時頃に、堤町1丁目の市道青柳松原線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、 応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の 引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロール等により、今後とも、より迅速な対応をもって、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。天 内委員。
- **○天内慎也委員** 先ほどの穴の案件にも通じるんですけれども、どうしても雪解けのときなんかは、やっぱりこの穴にタイヤを落としてパンクしたりバンパー部が傷ついたりなどするので、どうしても完璧というのは無理かもしれませんけれども、それでももうちょっと減らしていく努力はしようかなと思って。例えば、市職員から連絡を受けるなど、あと市民、住民に対して、ホームページや回覧版でどんどん情報を寄せくださいなど。そういうことをやっているのかも分かりませんけれども、もうちょっと強調してもいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** 今まさに御指摘いただいたとおり、まず市役所の体制としまして、職員総パトロール制度で職員全員でしっかり現場で気づいたところは担当部局に報告するようにということで周知を図らせていただいているのと、あと、雪のときもそうでしたけれど、雪の積雪状況や道路損傷を「まちレポあおもり」等にもよって、住民の方に周知してください、気づいたところ通報してくださいということで、声がけをさせていただいているところであります。

まさにそういうところをもう少し強く周知を図って、より多くの方に通報を周知いただいて、しっかり早期に補修等ができるように今後も対応していきたいと考えております。

- **〇花田明仁委員長** 天内委員。
- ○天内慎也委員 最後に意見です。周知を図っていくということなのでお願いはしますが、道路の穴ではないんですけれども、道路に猫や犬などがひかれたりして、それも放置されているケースもあるんですよ。それで、たまたま昨日すぐ住民の方から私に電話が来たんですけれども、結局調べたら猫じゃなくて、タヌキだったということで、大釈迦のところに死んでいたんですけれども。ということなんかもあ

るので、やっぱり地域住民の力も借りながらということの再発防止を要望して終わります。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「市バスの事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 続きまして、市バスの運行中に発生した交通事故につきまして、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

事故についてですが、令和5年6月6日、火曜日、午前7時45分頃、青森市堤町において発生したものであります。

事故の概要につきましては、午前7時、上滝沢バス停発、青森駅前行の矢田・滝 沢線を運転していた市バスで運行事業者が有限会社八洲交通になります。この市バ スが文化会館前バス停に停車していた弘南バスに時速約5キロメートルで後方から 追突したものであります。

事故当時、弘南バス車両には 20 名の乗客がおりましたが、現時点では、運転手・ 乗客いずれもけが人などはなかったとのことであります。

また、市バス車両には16名の乗客がおりまして、そのうち2名が打撲のような症状を訴えておりました。1名の方は腰付近に違和感があったとのことから事故当日に診療を受け、全治1日と診断され、現在は通院しておりません。もう1名の方は現在も腕に違和感があるということで、引き続き通院を行っております。

なお、当該市バスは警察による現場検証のため、事故直後から運行を停止しておりまして、市バス及び弘南バスの乗車につきましては、後続の市営バスや弘南バスに乗車していただき、対応したところであります。

今回の事故を受けまして、当該事業者を含む市バス及びねぶたん号の運行事業者 に対し、安全運転及び事故防止の徹底について通知したところであります。

今後も、引き続き市民の皆様に安全・安心して乗車していただくため、より一層 の事故防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の事故に係る賠償等につきましては、市が市バス運行事業者と締結しております委託契約に基づき、当事者同士が協議していくこととなっております。 報告は以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。
- **〇木下靖委員** 事故原因というのはまだ分かっていないんですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** 事故原因なんですけれども、まず、運転手から報告で受けたものは、ブレーキの利きが甘かったということで報告を受けまして、事故当日

に、整備工場へ車両を持ち込み、警察と運行事業者の立ち会いのもと、事故原因の特定のため、車両の不具合の調査を6月13日に行いました。その調査の中では、バス車両について、ブレーキやドアの開閉の動力に使うエアーを――エアーコンプレッサーというもので作っているんですけれど――作った後に水分や油分を除去するエアードライヤーという部分に不具合が生じていたらしくて、そのエアーがしっかりたまっていない状態で、その事故のときにブレーキが利かなかったのではないかということが判明したということで報告を受けております。

- **〇花田明仁委員長** 木下委員。
- **〇木下靖委員** 運転手の不注意等ではなくて、車両の不具合ということでよろしいですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** 報告の中ではそのように伺っております。
- **〇花田明仁委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** エアーのドレーン抜きだと思うんだけれど、今後の対策はどうするの。いわゆる、今の事故は自動でドレーンを抜けない。毎日朝のチェック時に手動で水を抜くなど、何かの対策をしないと、また同じことが起きる可能性があるので、その点は考慮されていましたか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** まず、対策ということでありまして、先ほど御説明の中でも申し上げましたように、まず、今運行している市バス、ねぶたん号の事業者に対しては、安全運転ということでの周知を行っておりまして、バスの車両につきましても、点検は今回のバス事業者も、朝点検を行っているということで伺ってはいたんですけれども、そういうところの安全管理、車検等の対応というところも配慮するようにということで周知を行っているところであります。
- **〇花田明仁委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** けがをした人が2人もいるので、これがバスの整備に関わっては同じようなことが起きるので市営バスも含めて、こういう事故があったよと情報を共有して、常にエアータンクがちゃんとしてないと、水が抜けないとこういうことが起きるので、青森市のエアータンクを使う車両の管理者には、ぜひ周知をしていただきたいなと思います。

以上です。

- **〇花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。
 - 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。
 - 次に、「公園水道施設の盗難被害について」報告を求めます。都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** 続きまして、令和5年5月17日に発生しました、市内の公園水道施設の盗難被害について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。

本事案が発見された日時ですが、表に記載のとおり、駅前公園が令和5年5月17日、水曜日の午前9時、松原公園が同じく令和5年5月17日、水曜日の午後3時となっております。

資料の2ページ目を御覧ください。

被害状況につきましては、駅前公園においては、赤色の丸で囲んでおります部分に設置しておりましたバリアフリートイレ内の手洗器の水道蛇口1基、水道配管1本、松原公園におきましては、赤色で囲んでおります部分に設置していたバリアフリートイレ内の手洗器排水管1本であります。

資料の3ページ目を御覧ください。

被害の経過につきましては、駅前公園において 5 月 16 日、火曜日の午前 10 時頃の清掃作業時に異常は見られなかったのですが、翌日 5 月 17 日、水曜日の午前 9 時頃の清掃作業時に手洗器蛇口が消失していることを確認し、清掃作業員から指定管理者へ報告、指定管理者から公園河川課へ報告がありまして、現地を確認したものであります。

また、当該被害を受け、同日から市内の他公園の点検も開始したところ、午後3 時頃に松原公園内のバリアフリートイレの手洗器排水管が消失していることが確認 されております。

両事案とも、工具等を使用しなければ取り外しが不可能であることや、外された 蛇口や排水管が持ち去られていることを踏まえ、公園水道施設の窃盗であるとの判 断から、市は駅前公園の被害については、令和5年5月17日付で駅前交番に、松原 公園の被害につきましては、令和5年5月29日付で勝田交番に被害届を提出し、それぞれ同日付で受理されております。

なお、今回の事案を受けまして、市では5月17日から24日にかけて、トイレを 設置している市内の公園の総点検を行っており、駅前公園及び松原公園以外での被 害はないことを確認しております。

今後、同様の事案が発生しないように職員のパトロールを強化するとともに、当該公園内に貼り紙をし、利用者に対して公園施設の取扱いについて注意喚起を行ったところであります。

また、青森警察署におきましては、当該地域を管轄する駅前交番及び勝田交番による巡回を強化するとのことであります。

報告は以上となります。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。軽 米委員。
- **〇軽米智雅子委員** 張り出した注意喚起の内容というのは、どういう注意喚起になっていますか。
- **○花田明仁委員長** 都市整備部長。答弁できますか。

[軽米智雅子委員「すぐ見つからなければ、中田委員先」と呼ぶ]

- **〇花田明仁委員長** 中田委員。
- **〇中田靖人委員** 先般の都市建設常任委員協議会でも確認したと思うんですけれ ども、防犯カメラの設置については市としてどう考えていらっしゃいますか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** 防犯カメラということで、駅前公園においては現に被害が連続しているというところもありますので、公園施設の被害防止のために、必要であるとは考えつつも、まず、利用者へのプライバシー保護の配慮等も考慮する必要があるのと、あとは設置したことによる効果と、あと維持管理というところの見通しも含めて、検討をする必要があるのかなと考えております。
- **〇花田明仁委員長** 中田委員。
- **〇中田靖人委員** 今回の案件に限らず、過去にもこういった類似の事件はたくさん あったと思うんですけれども、それを踏まえて警察サイドのほうから、防犯カメラ の設置を市に対して要請してきたことは過去にありますか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** まず今回の事故に関して警察に届けた際に、防犯カメラと対策を検討することと警察からも指導は受けたところですが、すみません、過去に防犯等で防犯カメラの設置の指導を受けたかどうかは、手元には今ない状況であります。
- **〇花田明仁委員長** 中田委員。
- **〇中田靖人委員** 担当課の方も変わるかもしれないので把握されてないかもしれませんが、過去に防犯カメラ設置の必要性を感じている警察サイドのほうから、市のほうに設置をしたい旨の相談があったはずです。

しかし、市側からの対応でそれをしないという回答があったと、私は聞き及んで おりますので、その辺りは後で確認した上で、報告ください。

私は先般の都市建設常任委員協議会のときもしゃべりましたけれども、もう既に 公共の施設が壊されてるということが、たくさん盗まれたりなどありますから、防 犯カメラの設置というのは、プライバシー観点の保護など、いろいろあるかもしれ ませんけれども、その辺りもちゃんとクリアしながら、ほかの都市でも設置がもう 既にされてますので、他都市の事例も参考にしながら、私は防犯カメラの設置とい うのは前向きに検討していただきたいし、警察サイドのほうからそういうふうな要 望があるのであれば、しっかりとテーブルに着いていただきたいということを強く 要望しておきたいと思います。

- ○花田明仁委員長 先ほどの、軽米委員の答弁。都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** 利用の方への周知ということで、すみません。

ちょっと手元にあるんですけれども、この公園施設は市民の皆様の共有財産なので大切に利用しましょうということで、被害の状況等も含めて、こういった場合は警

察に通報しますというような形で、各公園に周知させていただいている状況です。

- **〇花田明仁委員長** 軽米委員。
- **〇軽米智雅子委員** 写真もつけて貼っているという、この状態で貼っているという ことですね。分かりました。
- **○花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。
 - この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○花田明仁委員長** このほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇花田明仁委員長** この際、私から申し上げます。

本委員会の視察についてでありますが、先般、事務局を通してお知らせしているとおり、10月25日から27日の日程で、千葉県船橋市及び千葉県市川市において行政視察を実施いたしますので、御参加いただける委員におかれましては、何卒よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。 これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会議終了)